

「通勤費」は支払わなくても良いのか？ 等々

総務関連の業務は、ルールや慣習に基づいて処理されることが多いです。「通勤費」もその一つでしょうが、今月は、改めて迷いやすい点を考えてみます。

1. 会社に届け出た経路で通勤しないと、通勤災害とはならないのか？

会社に届け出た経路でなくても通勤災害の条件を満たせば通勤災害と認められます。

その条件は、「合理的な経路及び方法により通勤する。」事です。従って同程度の所要時間である2ルートのうち、会社に未届けのルートで通勤しても通勤災害となり得ます。一方、・無意味な遠回り ・帰宅途中の長時間にわたる飲食 ・泥酔してのマイカー通勤 などは通勤災害として認められません。

2. 交通費の虚偽申請が発覚、どのように対応すべきか？



「電車通勤と申請したが、実際はバイク通勤…」 こんな虚偽申請もときにあるようです。これは「会社に経済的損害を与えてはならない」という労働契約上の信義則に違反しているので、訓戒・減給などの懲戒処分も可能です。（但し、就業規則に懲戒事由として明記が必要）なお、民法上は、会社は社員に対して、不当利得返還請求権に基づき過払いとなった通勤費の返還請求も可能です。

3. 自転車通勤する場合に交通費を支払うことはあるのか？

基本的に支払うことは例外的です。しかし、最近は環境への配慮、という観点から手当を出す企業や地方自治体（自転車メーカーの『シマノ』や名古屋市など）も出てきました。もし、支給される際には非課税となるよう、下記の範囲内にされると良いでしょう。

片道の通勤距離	非課税となる限度額
2km未満	全額課税
2km以上 10km未満	4,100円
10km以上 15km未満	6,500円
15km以上 20km未満	11,300円

4. そもそも会社には交通費の支払い義務はあるのか？

会社に支払いが法的に義務付けられている訳ではありません。しかし、就業規則や雇用契約などで支払いを明記すれば支払いは義務となります。ちなみに厚生労働省によると全企業の86.6%が交通費を支給しています。